

へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書

へき地教育振興法は、へき地における教育水準の向上を図ることを目的とし、都道府県の任務として、へき地における教育の特殊事情に適した学習指導、教材等についての調査、研究及び資料整備、へき地学校へ勤務する教職員の定員決定への特別の配慮や教員の研修機会の確保などを規定しています。また、へき地学校に勤務する教職員に対して支給するへき地手当の月額は、文部科学省令（以下「省令」という。）で定める基準を参照して条例で定めています。

へき地手当の原資は、上記の基準に基づいて国から県に交付されており、近隣県では省令で定める率に準拠して支給しています。

しかしながら、長野県は平成18年度から、1級地のへき地手当率を省令で定める基準の8分の1となる1パーセントにするなど、大幅な減額を行いました。現在では地域手当の一率1.7%分を加えると基準の3分の1程度まで回復していますが、依然として長野県と近隣県の手当支給率には大きな差があります。

このような状況の中で、県人事委員会は令和4年10月「職員の給与等に関する報告」において、「現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や、へき地手当と同様に低い水準にある特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要」と初めて言及しました。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みに回復することが必要であると考え、次の事項を実現するよう強く要望します。

- 1 へき地手当及びへき地手当に準じる手当の支給率を、教育の機会均等と中山間地域における教育水準の向上を図るために、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性がいっそう拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、平成17年度以前の定率に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

塩尻市議会